

## 自動車解体業者及び破砕業者に対する不利益処分に係る処分基準等

### 1 不利益処分の内容

解体業及び破砕業の許可の取消し又は1年以内の期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止の命令（以下「行政処分」という。）

### 2 根拠法令・条項

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第66条又は法第72条

### 3 整理番号

不D14-87-66条-20100401（解体業の事業停止命令・許可取消）

不D14-87-72条-20100401（破砕業の事業停止命令・許可取消）

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

#### （1）関連する法令の規定

なし

#### （2）解釈文書等

「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（平成17年5月9日事務連絡各都道府県・各保健所設置市自動車リサイクル法主管課室あて経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室通知）

### 5 処分基準

#### （1）対象

行政処分は、法第60条第1項又は法第67条第1項の許可を受けた者が、法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当するに至ったときに行えるものとする。

#### （2）処分内容の基準

ア 次のいずれかに該当したときは、許可の取消しとする。

（ア）無許可営業

- 法第60条第1項又は法第67条第1項の規定に違反した者
- (イ) 使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反  
法第122条第1項の規定に違反した者
- (ウ) 事業停止命令違反  
法第51条第1項、法第58条第1項、法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (エ) 破碎業の無許可変更  
法第70条第1項の規定に違反した者
- (オ) 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反  
法第20条第3項の規定による命令に違反した者
- (カ) 移動報告に関する命令違反  
法第90条第3項の規定による命令に違反した者
- イ 次のいずれかに該当したときは、30日の事業停止とする。
  - (ア) 全部利用者への引渡書面の保存義務違反  
法第16条第5項（法第18条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - (イ) 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反  
法第46条第1項、法第48条第1項（法第59条での準用を含む）、法第57条第1項、法第63条第1項、法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）、法第71条第1項の規定に違反した者
  - (ウ) 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告  
法第130条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - (エ) 立入検査拒否・妨害・忌避  
法第131条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ウ 次に該当したときは、10日の事業停止とする。
  - (ア) 標識の表示義務違反  
法第50条（法第59条において準用する場合を含む。）、法第65条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - (イ) その他の違反行為
- エ 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは

唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたことによって法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。）に該当するに至った場合、当該同等の違反行為の処分基準を準用する。

オ 法第66条第2号（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する者に対しては、許可の取消しとする。

カ 自己の事業の用に供する施設又は自己の能力が法第62条第1項第1号、法第69条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなった者に対しては、許可の取消し又は一年以内の期間を定めた事業の全部若しくは一部の停止

キ 法第66条第4号（法第72条において準用する場合を含む。）に該当するに至った者に対しては、許可の取消しとする。

## 6 加重軽減事由

### （1）加重事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、5（2）の処分内容の基準に関わらず、内容を加重して行政処分を行うことができる。

ア 過去に法違反による処分歴がある者

イ 複数の違反行為（違反関与行為を含む。）を行った者

ウ 大規模な違反行為（違反関与行為を含む。）を行った者

エ 生活環境の保全上の支障を生じさせた者

オ 発覚してから行政処分までの間に改善措置を取らない、又は改善状況が著しく悪い者

カ 所在が不明又は住所が不定の者

キ 処分に係る事案の証拠について改ざん、毀棄又は隠蔽を図った者（他者にこれらの行為を行わせた場合を含む。）

ク その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる者

### （2）軽減事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、5（2）の処分内容の基準に関わらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

ア 停止命令を発する前に原状回復を終えた者

イ 事件が発覚する前に、自ら申し出た者

ウ 違反行為（違反関与行為を含む。）の動機、改悛の度合いに酌

量の余地があると認められる者

エ その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められる者

7 処分基準設定の経緯

新規設定：平成22年4月1日備付け

改正：令和2年7月1日備付け

8 不利益処分を行う権限を有する行政庁  
知事

9 担当機関

解体業及び破碎業の許可の取消しにあつては、環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当（県庁内線3135、3136）

その他の行政処分にあつては、処分しようとする者を所管する環境管理事務所廃棄物・残土対策担当（ただし、秩父環境管理事務所にあつては生活環境担当）

10 備考